2　前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書によってしなければならない。
一　解任すべき成年後見人及び成年被後見人の氏名及び住所（成年後見人が法人である場合にあっては、名称及び住所）
二　成年後見開始の原因及び年月日
三　第一号の成年後見人が就職した年月日
四　解任すべき事由
五　その他参考となる事項
3　前二項の規定は、成年後見監督人の解任について準用する。
（成年後見の事務の監督に関する家庭裁判所調査官の報告・法第百二十四条）
第八十条　家庭裁判所調査官は、民法第八百六十三条の規定による成年後見の事務に関する処分の必要があると認めるときは、その旨を家庭裁判所に報告しなければならない。
2　前条第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。
（成年後見人に対する指示等）
第八十一条　家庭裁判所は、いつでも、成年後見人に対し、成年被後見人の療養看護及び財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができる。
2　家庭裁判所は、いつでも、成年後見監督人に対し、成年後見監督の事務に関し相当と認める事項を指示することができる。
（管理者による財産の目録の提出等・法第百二十五条）
第八十二条　第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び法第百二十五条第一項の規定により改任された管理者は、法令の規定によりその管理すべき財産の目録を作成する場合には、二通を作成し、その一通を家庭裁判所に提出しなければならない。
2　家庭裁判所は、前項の財産の目録が不十分であると認めるときは、同項の管理者に対し、公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる。
（抵当権の設定等の登記の嘱託書の添付書類・法第百二十五条）
第八十三条　法第百二十五条第五項の規定により抵当権の設定の登記を嘱託するときは、嘱託書に抵当権の設定を命ずる審判書の謄本を添付しなければならない。
2　前項の規定は、法第百二十五条第五項の規定により設定した抵当権の変更又は消滅の登記を嘱託する場合について準用する。
（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第百二十六条）
第八十四条　第八十二条の規定は法第百二十六条第一項の規定により選任された財産の管理者及び同条第八項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、前条の規定は法第百二十六条第八項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第二節　保佐に関する審判事件
（成年後見に関する審判事件の規定の準用・法第百三十三条等）
第八十五条　第七十八条の規定は保佐開始の申立ての取下げ及び保佐人の選任の申立ての取下げについて、第七十九条第一項及び第二項の規定は保佐人又は保佐監督人の解任について、第八十条及び第八十一条第一項の規定は保佐の事務について、同条第二項の規定は保佐監督の事務について、第八十二条の規定は法第百三十四条第一項において準用する法第百二十六条第一項の規定により選任された財産の管理者及び法第百三十四条第六項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第百三十四条第六項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第三節　補助に関する審判事件
（成年後見に関する審判事件の規定の準用・法第百四十二条等）
第八十六条　第七十八条の規定は補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第七十九条第一項及び第二項の規定は補助人又は補助監督人の解任について、第八十条及び第八十一条第一項の規定は補助の事務について、同条第二項の規定は補助監督の事務について、第八十二条の規定は法第百四十三条第一項において準用する法第百二十六条第一項の規定により選任された財産の管理者及び法第百四十三条第六項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第百四十三条第六項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第四節　不在者の財産の管理に関する処分の審判事件
（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第百四十六条）
第八十七条　第八十二条の規定は民法第二十五条第一項の規定により選任された管理人及び同法第二十六条又は法第百四十六条第一項の規定により改任された管理人について、第八十三条の規定は法第百四十六条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第五節　失踪の宣告に関する審判事件
（公告すべき事項・法第百四十八条）
第八十八条　法第百四十八条第三項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。
一　申立人の氏名又は名称及び住所
二　不在者の氏名、住所及び出生の年月日
（失踪の宣告の審判等の確定の公告及び通知・法第百四十八条等）
第八十九条　失踪の宣告の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、失踪者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
2　前項の規定は、失踪の宣告の取消しの審判が確定した場合について準用する。

第六節　婚姻等に関する審判事件
（夫婦間の協力扶助に関する処分の審判における指示・法第百五十四条）
第九十条　家庭裁判所は、夫婦間の協力扶助に関する処分の審判において、扶助の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができる。
（共有財産の分割に関する処分の審判の申立書の記載事項等・法第百五十五条）
第九十一条　共有財産の分割に関する処分の審判の申立書には、共有者を記載し、かつ、共有財産の目録を添付しなければならない。
（管理者による財産の目録の提出等の規定の準用・法第百五十八条）
第九十二条　第八十二条の規定は法第百五十八条第一項の規定により選任された財産の管理者及び同条第三項において準用する法第百二十五条第一項の規定により改任された財産の管理者について、第八十三条の規定は法第百五十八条第三項において準用する法第百二十五条第五項の規定による登記の嘱託について準用する。

第七節　親子に関する審判事件
（特別養子縁組の成立の審判の申立書の記載事項等・法第百六十四条）
第九十三条　特別養子縁組の成立の審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　養子となるべき者の父母の同意の有無及びその同意がないときは民法第八百十七条の六ただし書に規定する場合に該当することを示す事情
二　養親となるべき者による養子となるべき者の監護の開始の年月日、開始の経緯及び開始後の状況
三　児童相談所又は養子縁組をあっせんする事業を行う者（以下この号及び第三項において「児童相談所等」という。）のあっせんの有無並びにそのあっせんが行われたときは当該児童相談所等の氏名又は名称及び住所
2　特別養子縁組の成立の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、養親の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
3　特別養子縁組の成立の申立てについての審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該特別養子縁組のあっせんを行った児童相談所等及び当該特別養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じて調査を行った児童相談所に対し、その旨を通知しなければならない。